

草津市公報

発行日 令和5年2月1日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第2号
発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(077-563-1234)

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 告 示

公示送達について（介護保険課）	1
草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱（子ども・若者政策課）	1
草津市福祉バスに関する要綱の一部を改正する要綱（健康福祉政策課）	6
草津市肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱（農林水産課）	6
公示送達について（税務課）	7
指定管理者の指定について（草津川跡地整備課）	8

◎ 公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札（総務課）	8
道路の位置の指定について（建築政策課）	12

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	12
---------------------------	----

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	12
-------------------	----

告示

草津市告示第1号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月4日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度 第6期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年1月12日に送達があったものとみなす。

令和4年度第6期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
2	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
3	山元 雅恵	草津市草津一丁目8番31号

(令和5年1月4日掲示済み)

草津市告示第2号

草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年1月5日

草津市長 橋川 渉

草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において、市

内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う事業所「児童育成クラブ」で働く職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施する事業について、予算の範囲内において草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則

(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和4年10月5日付け子発第1005第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の別紙に定める「別添13 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)」(以下「国実施要綱」という。)に基づく事業とする。

(補助対象事業の要件)

第3条 補助対象事業の要件は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱(平成27年草津市告示第180号)の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付を受けている事業者が実施し、国実施要綱の内容を満たすものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表に定める対象経費と基準額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善計画書(別記様式第1号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日(賃金改善を翌月に行う場合は、4月30日)までとする。

(1) 放課後児童支援員等処遇改善事業賃金改善実績報告書(別記様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月5日から施行し、令和4年10月1日以降の処遇改善事業から適用する。

別表(第4条関係)

項目	基準額	対象経費
草津市放課後児童支援員等処遇改善事業	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数 (※)×事業実施月数	草津市放課後児童支援員等処遇改善事業の実施に必要な経費のうち市長が認める経費 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。 なお、「賃金改善対象者数」については令和4年10月1日以降において、賃金改善が行われているまたは行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。

別記
様式第1号(第5条第1号関係)

放課後児童支援員等処遇改善事業 賃金改善計画書

市町村名 : _____

児童育成クラブ名(支援の単位名) : _____

1. 補助額

① 事業実施期間	年	月	～	年	月
② 基準額(年度)					円

2. 賃金改善額

年度	円
③ 賃金改善見込額	円
④ うち、基本給または決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的な内容を職員に周知していること	
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

児童育成クラブ名(支援単位名) : _____

代表者名 : _____

様式第1号（第5条第1号関係）別紙1

賃金改率内訳（職員別内訳）

児童育成クラブ名（支援の単位名）

No.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の 別	③賃料単価 (月額)	④常勤職員 員数	⑤1月当たり の勤務時間数 (常勤規則等で定 めた常勤時間数 たりの勤務時間数)	⑥賃金改率 実施月数	⑦常勤改率 算出基準	⑪賃金改率見込額（ 年度の概額）		⑬賃金改率に伴 う法定福利費等 の事業主負担分 の割合	⑭1月当たりの平 均賃金改率見込額	⑮備考
									⑧常勤職員 員数 (基本給または次 まして毎月支払う 当)	⑨その他			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
合計													

※児童育成クラブで勤務する職員のうち、賃金改率を行なう者（派遣労働者、非常勤労働者）を記載すること。

※行為足りない場合は適宜追加すること。

別記

様式第2号（第6条第1号関係）

放課後児童支援員等処遇改善事業 賃金改善実績報告書

市町村名 : _____

児童育成クラブ名（支援の単位名） : _____

1. 補助額

① 事業実施期間	年 月 ~ 年 月
② 基準額（ 年度）	円

2. 賃金改善額

年度	
③ 賃金改善額	円
④ うち、基本給または決まって毎月支払う手当による賃金改善額	円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的な内容を職員に周知していること	
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	

※賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日

児童育成クラブ名（支援単位名） : _____

代表者名 : _____

様式第2号（第6条第1号関係）別紙1

賃金改指引訳（職員別内記）

児童育成クラブ名（支援の単位名）

No.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価 (月額)	④常勤職員数	⑤1月当たりの勤務時間数 めた常勤時間数 たりの勤務時間数	⑥常勤換算額 めた常勤時間数 たりの勤務時間数	⑦常勤換算額 めた常勤時間数 たりの勤務時間数	⑧賃金改指 金改指額	⑨補助基準額 (⑧×⑩⑪)	⑩資金改指額 (⑨×⑩⑪)	⑪資金改指額 (⑩×⑪)	⑫基本始またはう まつて毎月支当 手当	⑬年度の施期	⑭1月当たりの平 均賃金改指額	⑮備考
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
													合計			

※児童育成クラブで勤務する職員のうち、賃金改指を行なう者（職種問わらず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く）を記載すること。
 ※行が足りない場合は適宜追加すること。

(令和5年1月5日掲示済み)

草津市告示第3号

草津市福祉バスに関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年1月11日

草津市長 橋川渉

草津市福祉バスに関する要綱の一部を改正する要綱

草津市福祉バスに関する要綱（平成10年草津市告示第87号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

目的地		徴収する額
県内半径25km以内	大津市 甲賀市	6,700円
	守山市 近江八幡市	
	栗東市 東近江市	
	野洲市 竜王町	
	湖南市 日野町	
県内半径25kmを超える	高島市 多賀町	13,500円
	長浜市 甲良町	
	米原市 豊郷町	
	彦根市 愛荘町	
京都市 宇治市		
その他の県外		20,200円

」を

「

目的地		徴収する額
県内半径25km以内	大津市 甲賀市	7,200円
	守山市 近江八幡市	
	栗東市 東近江市	
	野洲市 竜王町	
	湖南市 日野町	
県内半径25kmを超える	高島市 多賀町	14,400円
	長浜市 甲良町	
	米原市 豊郷町	
	彦根市 愛荘町	
京都市 宇治市		
その他の県外		21,600円

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年1月11日掲示済み)

草津市告示第4号

草津市肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年1月11日

草津市長 橋川渉

草津市肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、原料の多くを海外に依存している肥料について、価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者に対し、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）を通じて、予算の範囲内において草津市肥料価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者および補助率等)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、事業の経費および補助率は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 補助対象者は、補助金の交付を受ける場合には、草津市肥料価格高騰対策事業同意書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 取組実施者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿（滋賀県農業再生協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書（令和4年9月7日制定。以下「業務方法書」という。）様式第1-2号）

(2) 肥料価格高騰対策事業採択通知書（業務方法書様式第3号）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第4条 規則第13条に規定する実績報告は、前条の書類の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定)

第5条 規則第14条に規定する補助金の額の確定は、規則第6条に規定する補助金の交付の決定通知によってなされたものとみなす。

(補助金の交付)

第6条 取組実施者は、入金を確認したときは、補助対象者に当該補助金を交付しなければならない。

(書類の整備)

第7条 市長および取組実施者は、本事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿および証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 取組実施者は、補助金の請求の基礎となった関係書類および実施要領別記3第2の1の取組を実施したことが確認できる書類を作成または収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、市長から求めがあった場合には、その書類またはその書類の写しを提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月11日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定については、この要綱の失効にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助対象者	事業の経費および補助率
事業実施年度に販売実績のある市内農業者のうち、実施要領別記3および業務方法書第2条第2項に基づいて交付する支援金（以下「国および県の支援金」という。）の交付を受ける者	国および県の支援金の9分の1とする。ただし、実施要領別記3第2の2の(2)の当年の肥料費は、令和4年6月から10月に購入（注文）した肥料費とする。

別記様式（第3条第1項関係）

草津市肥料価格高騰対策事業同意書

令和 年 月 日

草津市長 宛

住所
氏名

草津市肥料価格高騰対策事業について、草津市肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金の交付を受けることに同意します。
なお、補助金の交付に際して、次の内容について承諾します。

- 1 本申請のために、取組実施者から草津市長へ国および県の支援金の取組内容について情報を提供すること。
- 2 補助金の額は、国および県の支援金の9分の1（肥料費上昇分の10分の1）の額以内で、予算の範囲内の額とすること。
- 3 補助対象となる経費は、令和4年6月から10月に購入（注文）した肥料費（令和4年秋肥として使用したもの）であること。
- 4 補助金の支払い口座は、国および県の支援金の支払い口座と同一とすること。

（令和5年1月11日掲示済み）

草津市告示第5号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年1月12日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年1月19日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	YOUNAS HAMZA	滋賀県草津市野路東五丁目26番46-110号マリーベルハイツB棟	令和4年度	令和4年度
2	ERKHEMBAATAR MUNKHSOYOL	滋賀県草津市笠山七丁目3番D-303号	令和4年度	令和4年度
3	LI ZI YANG	滋賀県草津市野路二丁目14番4号	令和4年度	令和4年度

(令和5年1月12日掲示済み)

草津市告示第6号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年1月13日

草津市長 橋川 渉

記

1 公の施設 名 称 ① 草津川跡地公園（区間2）

② 草津川跡地公園（区間5）

所在地 ① 草津市北山田町3268番地1

② 草津市大路二丁目4番11号

2 指定管理者 名 称 草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ

代表構成員

住 所 大阪府大阪市中央区南船場一丁目9番1号

代表者名 株式会社E-DESIGN
代表取締役 忽那 裕樹

構 成 員

住 所 大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号

代表者名 京阪園芸株式会社
代表取締役 宮城 和光

構 成 員

住 所 大阪府大阪市淀川区西中島4-13-24

花原第三ビル303

代表者名 株式会社studio-L

代表取締役 山崎 亮

3 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和5年1月13日掲示済み)

公 告

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告
市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月11日

草津市長 橋川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー・規格	予定価格(入札保証金)
04060101	パトライト/散光式警光灯①(エアロブームラン)（直接引き取り限定）	パトライト(株) AWS-12MF	1,000円 (100円)

04060102	パトライト/散光式警光灯②(直接引き取り限定)	パトライト(株) HWS-12HCDF	1,000円(100円)
04060103	パトライト赤(2台)	パトライト(株) HKF-101NL	1,000円(100円)
04060104	ガラスの置物	不明	1,000円(100円)
04060105	無線LAN親機(動作未確認)	BUFFALO WZR-HP-G302H	500円(50円)
04060111	筋力トレーニング器具【リサイクル品】(直接引き取り限定)	不明	990円(99円)
04060112	雑誌ラック付きチェスト【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	1,100円(110円)
04060113	台車【リサイクル品】(直接引き取り限定)	コーナン オリジナル	630円(63円)
04060114	ローテーブル【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	1,000円(100円)
04060115	キャリーラック【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	540円(54円)
04060116	伸長式テーブル【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	1,740円(174円)
04060117	脚立【リサイクル品】(直接引き取り限定)	長谷川工業	1,750円(175円)
04060118	ベンチ【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	不明	840円(84円)

04060119	三脚【リサイクル品】(直接引き取り限定)	Velbon	900円(90円)
04060120	木製ベンチ【リサイクル家具】(直接引き取り限定)	良品計画	990円(99円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用してを行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する觀察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決

定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者
キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）
ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者
ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員
コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者
- (4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

- (1) 期間 令和5年1月11日（水）から令和5年3月6日（月）まで
- (2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和5年1月18日（水）午後1時から令和5年2月6日（月）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期

限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和5年1月25日（水）午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 【リサイクル家具・リサイクル品】
草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町1200-25）
【上記以外】
草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）

- (3) その他 前日（令和5年1月24日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和5年2月20日（月）午後1時から令和5年2月27日（月）午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

- (4) 開札日時 令和5年2月27日（月）午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和5年3月1日（水）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合

- のみ)とともに所定の書類を令和5年3月6日(月)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和5年3月13日(月)午後2時までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。
- 12 落札した売払物件の引渡し等
契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。
なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。
- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他
ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。
イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。
ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。
エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。
- 13 契約にあたって付する主な特約
(1) 公序良俗に反する使用の禁止
ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に

- 規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。
- イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。
- ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。
- エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。
- オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。
- (2) 風俗営業等の禁止
ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。
- イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継せるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。
- ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。
- エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。
- (3) 実地調査等
(1)について、草津市が必要があると認めるとき

は、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
電話番号 077-561-2305
FAX番号 077-561-2483
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和5年1月11日掲示済み）

公 告

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築政策

課に備え置き、関係人の縦覧に供する。

令和5年1月13日

草津市長 橋川 渉

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長 メートル	指定道路の幅員 メートル
令和5年1月13日	草津市若竹町字渋川東283番3	26.86m	5.0m

（令和5年1月13日掲示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第1号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月4日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

1 期 日 令和5年1月30日（月）午後3時

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和5年1月4日掲示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第1号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年1月4日

草津市農業委員会

会長 中野 隆史

1 期 日 令和5年1月10日（月）午後1時30分

2 場 所 草津市役所4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地変更届出について（報告）
- 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）につき、意見を求めるについて
- 8) 土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めるについて

（令和5年1月4日掲示済み）